

○ 犯罪捜査規範施行細則

〔 昭 和 3 7 年 1 2 月 2 0 日 〕
〔 大 分 県 警 察 本 部 訓 令 第 2 7 号 〕

警 察 本 部
警 察 署

（ 概 要 ）

犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）の実施について必要な事項を定めており、「本部長の指揮する事件及び事項」、「本部長指揮の代行及び専決」、「指揮伺」、「署長の指揮する事件又は事項等」、「署長指揮の代行及び専決」等について規定している。